

平成 19 年 3 月 2 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「監査第一委員会報告第 42 号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について（公開草案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 「1. 租税特別措置法上の準備金」について

租税特別措置法では、損金経理の方法として「当該事業年度の決算の株主総会当日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む」とされていることから、会計処理についても「当期の貸借対照表等に反映させる方法」に限定しない取扱いを検討いただきたい。

（理由）

- ・ 公開草案によると、従来、利益処分(案の株主総会決議)によって積立てを行い、これに伴って当期の法人税確定申告における損金算入が認められていた租税特別措置法上の「準備金」について、今後、これに係る会計処理としては、当期の個別貸借対照表にその積立てを反映し、併せて、当期の個別株主資本等変動計算書に積立額を記載するという方法のみが認められ、それ以外の会計処理は認められないものと解される。
- ・ 一方、当該「準備金」積立ての法的根拠である租税特別措置法自体においては、損金経理の方法により積立てを行った場合の他に、株主総会当日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた場合においても、当期において損金算入するものと規定されている(同法第 55 条(海外投資等損失準備金)第 1 項では、「できる」規定にはなっていない)。
- ・ この方法によれば、当期末日経過後であっても、株主総会当日までに、当該「準

備金」を積立てるといふ剰余金の処分(租税特別措置法に基づく剰余金の処分なので、株主総会決議は不要。会社計算規則第181条第2項第1号・会社法第452条)を実行すれば、税務上当期の損金算入が認められることになるが、このような当期末日後に行われた剰余金処分、即ち「準備金」積立てが、会計事象として反映されるのは、(当期ではなく)翌期の個別貸借対照表及び個別株主資本等変動計算書においてである。

- ・「準備金」の積立てにかかる会計処理を当期の貸借対照表等に反映させる方法に限定すると、当期における損金算入のための処理方法について選択肢の幅を広げようとした租税特別措置法の規定の立法趣旨を没却してしまうことになると考えられる。

以 上